

令和8年度 指名停止業者一覧表

指名停止理由	有資格業者名	指名停止期間			適用条項	決定日	備考	
競売入札妨害 又は談合	京葉ガスエナジーソリューション株式会社	令和7年7月30日	から	令和8年7月29日	12か月	第2条第1項別表第2の5	令和7年7月30日	当該業者の元使用人は、千葉県企業局が発注した配水管整備工事の入札に関し、令和5年12月に予定価格を同局職員から得て公正を害すべき行為をしたとして、令和7年7月3日、公契約関係競売入札妨害容疑で千葉県検察庁から起訴された。
独占禁止法違反行為	日本交通技術株式会社	令和8年1月19日	から	令和8年7月18日	6か月	第2条第1項別表第2第4号	令和8年1月19日	当該業者は、地方公共団体等が発注する跨線橋点検業務における入札において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日、公正取引委員会から、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。
独占禁止法違反行為	共栄石油株式会社	令和8年6月4日	から	令和8年12月3日	6か月	第2条第1項別表第2第4号	令和8年6月4日	当該業者は、軽油販売業者による価格カルテル事件について、独占禁止法違反の疑いで令和8年4月17日、公正取引委員会から検事総長に告発された。
独占禁止法違反行為	日本ハイウェイ・サービス株式会社	令和8年6月4日	から	令和8年12月3日	6か月	第2条第1項別表第2第3号並びに第4条第3項	令和8年6月4日	当該業者は、首都高速道路株式会社が発注する特定道路清掃業務において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為(不当な取引制限の禁止)を行っていたとして、令和8年4月22日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。
その他不正又は不誠実な行為	株式会社クリーン工房	令和8年6月4日	から	令和8年7月3日	1か月	第2条第1項別表第2第10号	令和8年6月4日	当該業者の代表取締役(当時)は、令和8年2月1日執行の川口市長選挙に際し、自身が選挙運動者を務めていた立候補者に投票することに対する報酬として、同選挙の選挙人に現金を供与したとして、令和8年3月27日、公職選挙法違反でさいたま簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。